

両島浄化センター運転管理業務委託【長期継続契約】プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、両島浄化センター運転管理業務委託（以下「本業務」という。）の契約相手方として、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

名称

両島浄化センター運転管理業務委託【長期継続契約】

内容

「両島浄化センター運転管理業務委託【長期継続契約】仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

契約日から令和8年3月31日までは引継を含めた準備期間とする。

各年度契約限度額（提案上限額）

金 199,650,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加形態

参加できる事業者の形態は、単体事業者又は共同企業体とする。共同企業体の場合は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

共同企業体の構成員数は2者とする。

共同企業体の構成員の最小出資比率は30%とする。

構成員の中から代表構成員を決定するものとする。代表構成員は最大の業務履行能力を有する者とし、かつ出資比率は構成員中最大とする。

共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

共同企業体の構成員は、単体事業者又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。

4 参加資格

単体事業者又は共同企業体の代表構成員として本プロポーザルに参加できる者は、公

告の日において、次に掲げる第1号から第7号までの条件をすべて満たす者とする。また、共同企業体の代表構成員ではない構成員は、公告の日において、第1号から第5号までの条件及び第8号を満たす者とする。

松本市上下水道局の製造の請負、物件の供給その他の契約に係る入札参加資格審査要綱(平成10年上下水道局告示第1号)第2条の規定により準用する製造の請負、物件の供給その他の契約に係る入札参加資格審査要綱(昭和43年告示第49号)第8条に規定する製造の請負・物件の供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。また、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に係る登録を行っている者であること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市上下水道局の契約に関する規程(平成10年上下水道局管理規程第16号)第2条第3項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

松本市上下水道局製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止規程(平成29年上下水道局管理規程第3号)第2条の規定により準用する松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。

次のア、イの条件を満たす終末処理場の運転管理業務委託を、日本国内において過去10年以内に複数年契約を元請けとし受託し、1年以上履行した実績を有するもの。

ア 標準活性汚泥法による水処理方式及び濃縮・消化・脱水工程を有する汚泥処理方式の終末処理場

イ 日最大処理能力32,850[m³/日]以上

仕様書に記載された統括責任者及び副統括責任者に直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できること。

松本市内に本店又は営業所等を有すること。

5 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

公告の日から契約締結候補者決定までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合

提出書類に虚偽の記載をした場合

提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

提出書類が期限内に提出されない場合
 仕様書の実施項目において、一つでも実施不可とみなされる項目がある場合
 技術評価点（1, 120点満点）の合計得点が7割に満たない場合
 提案見積額が契約限度額を超えた場合
 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

6 公募スケジュール

| No. | 項 目 | 日 程 |
|-----|--------------------|---------------|
| 1 | 公告、質問受付 | 令和7年10月 1日（水） |
| 2 | 質問受付締切 | 10月 8日（水） |
| 3 | 質問回答 | 10月14日（火） |
| 4 | 参加表明書等の提出期限 | 10月17日（金） |
| 5 | 技術提案書等の提出期限 | 11月 7日（金） |
| 6 | プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 11月14日（金） |
| 7 | 審査結果の通知 | 12月 5日（金） |
| 8 | 契約の締結 | 12月下旬 |

スケジュールは予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

7 実施要領に関する質問の受付及び回答

質問書の提出

ア 提出方法

「両島浄化センター運転管理業務委託 公募型プロポーザルに関する質問書」様式8により、電子メールで行うこと。（必ず送信したことを電話連絡すること。）

イ 提出先

松本市上下水道局 下水道課（「14 提出先及び連絡先」参照）

ウ 質問の受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月8日（水）まで

質問への回答

令和7年10月14日（火）までに参加表明書を提出したすべての者に電子メールで回答する。併せて、松本市ホームページで公表する。

8 参加表明書等の提出

提出方法

参加表明書等の提出は、持参（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）、郵送（書留郵便）又は、電子データ（PDF形式）を電子メール（10MB以内）により提出すること。

提出先

松本市上下水道局 下水道課（「14 提出先及び連絡先」参照）

提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時（必着）

提出書類及び部数

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 受注実績調書（様式2） 1部
- ウ 業務委託共同企業体協定書（様式9）の写し（共同企業体の場合） 1部
- エ 添付書類 各1部

（共同企業体の代表構成員以外の構成員は(7)から(11)までを提出すること。）

- (7) 会社概要
- (1) 登記事項証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
- (2) 印鑑証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
- (3) 納税証明書（提出日から3か月以内のもの。コピー可）
 - ・所管税務署発行の消費税及び地方消費税について未納税額のない証明
 - ・松本市の市税が課税されている場合には、市税を滞納していない証明
- (4) 社会保険等の加入を証する書類（コピー可）
- (5) 財務諸表の写し（直近事業年度のもの）
- (6) 配置予定総括責任者及び副総括責任者（様式は任意、資格・実績が分かるもの）

参加資格確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき参加資格の有無について審査を行い、その結果を参加表明書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

提案参加の辞退

参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、令和7年11月10日（月）までに「参加辞退届」（様式5）を提出すること。

9 技術提案書等の提出

提出方法

技術提案書等の提出は、持参（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便）で行うこと。併せて、提案書類一式の電子データを格納した光学記録媒体（CD又はDVD）を提出すること。

提出先

松本市上下水道局 下水道課（「14 提出先及び連絡先」参照）

提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時（必着）

提出書類及び部数

- ア 提案書類提出書（任意様式） 1部
- イ 技術提案書（任意様式） 13部
- ウ 本業務に関する提案見積書（様式4） 1部
- エ 積算内訳書（任意様式） 13部
- オ 業務実施体制（任意様式） 13部

本業務の責任者・担当者等の実施体制がわかるもの。

必要に応じて過去の実績や資格について記載

技術提案書の内容

- ア 過去の受託実績及び他組織との連携
- イ 運転管理業務に関する考え方
- ウ 特殊技術の習得実績
- エ 緊急時の支援体制及び災害復旧実績
- オ 省エネ及びDXに関する将来的な提案
- カ 地域貢献に関する提案

留意事項

- ア 用紙サイズは、指定様式を除き原則として日本産業規格A4判横とする。
- イ 文字サイズは、12ポイント以上とする。
- ウ 技術提案書は、仕様書及び審査表を参照のうえ作成し、ページ番号を付すこと。
なお、30ページ以内とし、両面印刷（長辺綴じ）とする。
- エ 電子データはPDF形式とする。
- オ 提出書類の作成に当たっては、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう留意すること。
なお、これらの問題が生じた場合の責任は提案者が負うものとする。
- カ 積算内訳書は、仕様書に定める業務及び提案に基づき実施する業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載すること。
- キ 提出期限後の資料の追加及び変更は認めない。

10 選定方法等

審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選考は、庁内関係職員により組織する審査委員会で行う。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 開催日

令和7年11月14日（金）（予定）

イ 実施場所

ウ 出席者

原則として、業務実施体制に記載の主担当者を含め、合計4名以内とする。

エ 実施内容

- (7) 企画提案書の内容について出席者が説明し、その後、審査員から質問をする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

オ その他

- (7) 開催日時及び実施場所の詳細については、別途、参加者に通知する。
- (4) ヒアリングの内容を録画又は録音する場合がある。
- (4) 当日の追加資料の配布は認めない。

審査方法

- ア 参加者から提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、上記 に示す審査基準に基づいて審査を行う。
- イ 審査結果の合計点が高い提案者から順に契約交渉順位を定める。
- ウ 最高得点を複数の提案者が獲得した場合は、審査委員会において協議の上、技術評価点の高い者を契約候補者として決定する。
- エ 技術評価審査の時点で全参加者が失格となった場合には、参加表明又は指名した業者を対象に再提案を求める。

審査結果の通知

- ア 審査結果について、すべての提案者に対し文書で通知する。
- イ 審査経過については非公表とする。また、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

審査結果の公表

契約締結後、審査結果について、松本市ホームページに掲載する。

(優先交渉先以外の参加者については非公表)

11 契約の締結

契約候補者と松本市は後日、仕様書及び提案内容をもとに協議を行い、詳細な業務内容を確定した後、随意契約を締結する。

契約候補者との協議が整わない場合は、審査により順位づけられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

12 その他

提出された書類等は返却しない。

提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。

契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。

技術提案書等の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。また、参加報酬は支払わない。

契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了承が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。

本実施要領に記載のない事項については、競争性及び公平性を考慮し、適宜松本市が判断する。

13 添付書類

両島浄化センター運転管理業務委託仕様書
審査基準表

14 提出先及び連絡先

松本市上下水道局 下水道課

住 所 : 〒390 - 0852 長野県松本市島立1490 - 2

電 話 : 0263 - 48 - 6840 (直通)

E-mail : gesui@city.matsumoto.lg.jp

担 当 : 中川、浅川、上原

審査評価表

1 技術評価点 (1 , 1 2 0 点)

| 審査項目 | | 評価内容 | 配点 |
|------|---------------|---|-------|
| 1 | 基本事項 | 同種委託業務の受注実績が豊富な信頼おける企業か。また、市内業者の参画を計画しているか。 | 3 2 0 |
| 2 | 運転管理 | 組織体制、人員配置体制、業務計画、教育計画が十分計画されており、特殊技術を習得しているか。 | 3 2 0 |
| 3 | 危機管理 | 危機管理に対する考え方及び支援体制が十分計画されているか。 | 3 2 0 |
| 4 | 省エネ及びDXに対する提案 | 省エネ・DXに関して将来の松本市に有効な提案をしているか。 | 1 2 0 |
| 5 | 地域貢献 | 雇用について、地域貢献を意識したもののか。 | 4 0 |

2 価格評価点 (4 8 0 点)

| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
|--------|---|-------|
| 提案見積価格 | (最低提案見積額 / 当該提案見積額) × 4 8 0 点 小数点以下は四捨五入 | 4 8 0 |